

山 観 発 第 5 - 1 号
令 和 7 年 5 月 8 日

会 員 各 位

山 梨 市 観 光 協 会
会 長 山 下 一 公
(会 長 印 省 略)

山梨市制施行20周年記念事業

「第30回万葉うたまつりとホテル観賞会」出店者募集について

時下、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

日頃から本協会の運営に、ご協力をいただき感謝申し上げます。

さて、この度万葉うたまつりとホテル観賞会実行委員会から、万葉うたまつりとホテル観賞会における出店について下記のとおり照会がありました。

つきましては、出店を希望される方は、別紙出店申込書に記入のうえお申し込みください。

記

- 1 日 時 令和7年 6月14日(土) 午前10時～8時
- 2 場 所 万力公園万葉の森 せせらぎ広場
- 3 主 催 万葉うたまつりとホテル観賞会実行委員会
- 4 イベント内容 万葉うたまつりとホテル観賞会内で開催する
万葉の森ワイン・マルシェにおける各種出店
- 5 添付書類・出店申請書・提供食品の概要・平面図・出店要項
申請書類の提出は logo フォームからも行っていただけます。
以下 QR コードからお願いいたします。



- 6 出店申込期限 5月22日(木)

山梨市役所 観光課内
山梨市観光協会 事務局 担当:大野
電話:0553-22-1111 (内)2148
FAX:0553-23-2800
Mail:ono-kmn@city.yamanashi.lg.jp

万葉の森ワイン・マルシェ出店申請書

山梨市観光協会

会長 山下 一公 様

(申請者)

所在地	〒
名 称	
代表者 職氏名	
電 話	

イベントに出店したいので、本イベント要項の事項を遵守し、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

1 出店場所 万葉の森万力公園 セセラギ広場

2 出店日 令和7年6月14日(土)午前10時 から 午後8時まで

3 販 売 形 態

(あてはまるものに○) キッチンカー ・ 物販 (テント・机・椅子などは各自持参)

※テントの大きさは2.5m×2.5m程度を上限とします。

※発電機が必要な場合は、各自用意する必要があります。

4 提出添付書類

(1)販売品目及び価格等一覧

(2)出店従業員名簿 他

(3)キッチンカーの場合は飲食店営業許可証の写しを添付してください。

提供食品の概要

[illegible]

②出店従業員名簿

責任者等	職 名	氏 名	備 考
出 店 責 任 者			

※「出店責任者」は、備考の欄に連絡先（携帯電話番号）を記入ください。

仮設店舗内平面図

店舗名：

店 頭

カウンター（長机）

カウンター（長机）

長机

食品在庫

「万葉の森ワイン・マルシェ」出店要項

1. 「万葉の森ワイン・マルシェ」の出店に関する一切の事項は、この要項による。
 2. 出店業者は、この要項を遵守しなければならない。
 3. 出店基準
 - (1) 法令等により許認可を必要とする業種の場合は、その許認可を受けていることとし、当日は営業許可証（原本）を掲示すること。
 - (2) 公序良俗に反する出店は一切認めない。
 - (3) 暴力団関係者等適当でないと思われる団体及び個人の出店は禁止する。
 4. 山梨市観光協会（以下「実行委員会」という。）は、出店業者がこの要項に反する行為を行った場合はその業者に対し、営業を停止し、退去を命ずることができることとし、該当出店業者については次回からの出店は一切認めない。
 5. 出店留意事項及び条件等
 - (1) 指定された場所を他人に転貸し、または目的外に使用してはならない。
 - (2) 指定された場所以外で営業してはならない。
 - (3) 不正な価格で物品を販売してはならない。また全ての商品に販売価格を表示すること。
 - (4) 店舗前が見やすい場所に必ず商号を表示すること。
 - (5) 実行委員会が交付する出店許可証を必ず見やすい場所に掲示すること。許可証なきものの営業は一切認めない。
 - (6) 飲食物を取り扱う業者は、特に商品の品質管理、衛生管理を十分に行うとともに、保健所の許可が必要な業種については、事務局にて一括して届け出を行う（酒類にかかる届け出を除く）が、不足する対応などについては業者が行う場合がある。当日は保健所並びに衛生指導員の指示に従うこと。
万一食中毒等があった場合、山梨市観光協会は一切責任を負わない。
- 峡東保健福祉事務所 ☎0553 - 20 - 2750 山梨市下井尻 126-1 東山梨合同庁舎 1 階
- (7) 20歳未満のものへの酒（アルコール）類の販売を禁止する。
また、自動車等を運転する者への、飲酒を目的とした酒（アルコール）類の販売を禁止する。
 - (9) 物販等の出店において、他者に危害を与えるおそれのあるもの（エアガン・レーザーポインター等）、及び会場を汚損するおそれのあるもの（パーティスプレー等）について、商品及び景品としての取り扱いを禁止する。
 - (10) 盗難及び危険防止等のために営業に伴う管理を十分に行うこと。万一損害を被った場合でも山梨市観光協会は一切責任を負わない。
 - (11) 申込以外の物品等を新たに取り扱う場合は、前もって届出を行いその承認を得ること。
 - (12) やむなくイベントの途中で引き上げる場合は、必ずその旨を連絡すること。
※搬入搬出時間については、事務局から改めて連絡します
 - (13) 出店業者は、各自ゴミ袋等を設置し、各自持ち帰ること。
 - (14) 火気を使用する者は、必ず消火器を備えつけること。
 - (15) 来場者、その他とのトラブル等に関しては、誠意をもって対応すること。
6. その他この要項に定めのない事項については、山梨市観光協会の指示に従うこと。

7. 申込方法及び申込先

- (1) 「出店申込書」に必要事項を記入の上、必要書類を添えて、山梨市観光協会に申し込むこと。

住 所：山梨市小原西 8 4 3 山梨市役所西館 1F観光課内 T E L：0553-22-1111

(2) 他人の商号または名義を借りて申し込むことはできない。

(3) 場所決定後は原則としてその場所の変更はできない。※出店決定後に連絡します。

8. 申込受付期間

申込受付期間は次のとおりとする。

申込受付期間：5月22日まで

※出店内容が重複する場合は、山梨市観光協会が出店の調整を行う場合があります。

※申込期日以降のキャンセルはできない。

※出店者が募集件数を上回る場合は、山梨市観光協会にて抽選を行い出店者を決定する。

9. 出店料は次のとおりとする。

※山梨市観光協会員が販売する場合に限り、出店料は無料となります

※その他、山梨市観光協会員でないものが出店する場合は、5,000円を負担することとなります。

10. 営業時間

次の営業時間を厳守すること

○開店時間・・・午前10時

○閉店時間・・・午後 8時

11. 設営及び撤去

(1) 設営開始はイベント当日午前8時からとし、午前9時30分までに設営を完了すること。(厳守)

※搬入時間については、変更になる場合があります。あらかじめご承知おきください。

(2) イベント終了後の撤去については、午後9時までに完了すること。

12. 駐車場

(1) イベント開催中の駐車に際してはフロントガラスに駐車証を掲示の上、指定場所に駐車すること。指定場所以外への駐車が悪質な場合、次回出店を認めない。

13. その他

(1) 販売用テント(持参)の大きさは、(2.5m×2.5mまで)とする。

(2) 移動販売車両で出店するものの1区画は、2.5m×5m程度とする。

※販売用テント、机及びイス、その他必要な備品、燃料、電源、表示看板等は申請者(団体)が用意するものとする。

(3) イベントは、主催者の判断により中止する場合がある。

① 天候不良、または災害等により、事務局がイベントを中止すると判断した場合(順延は含まない)。

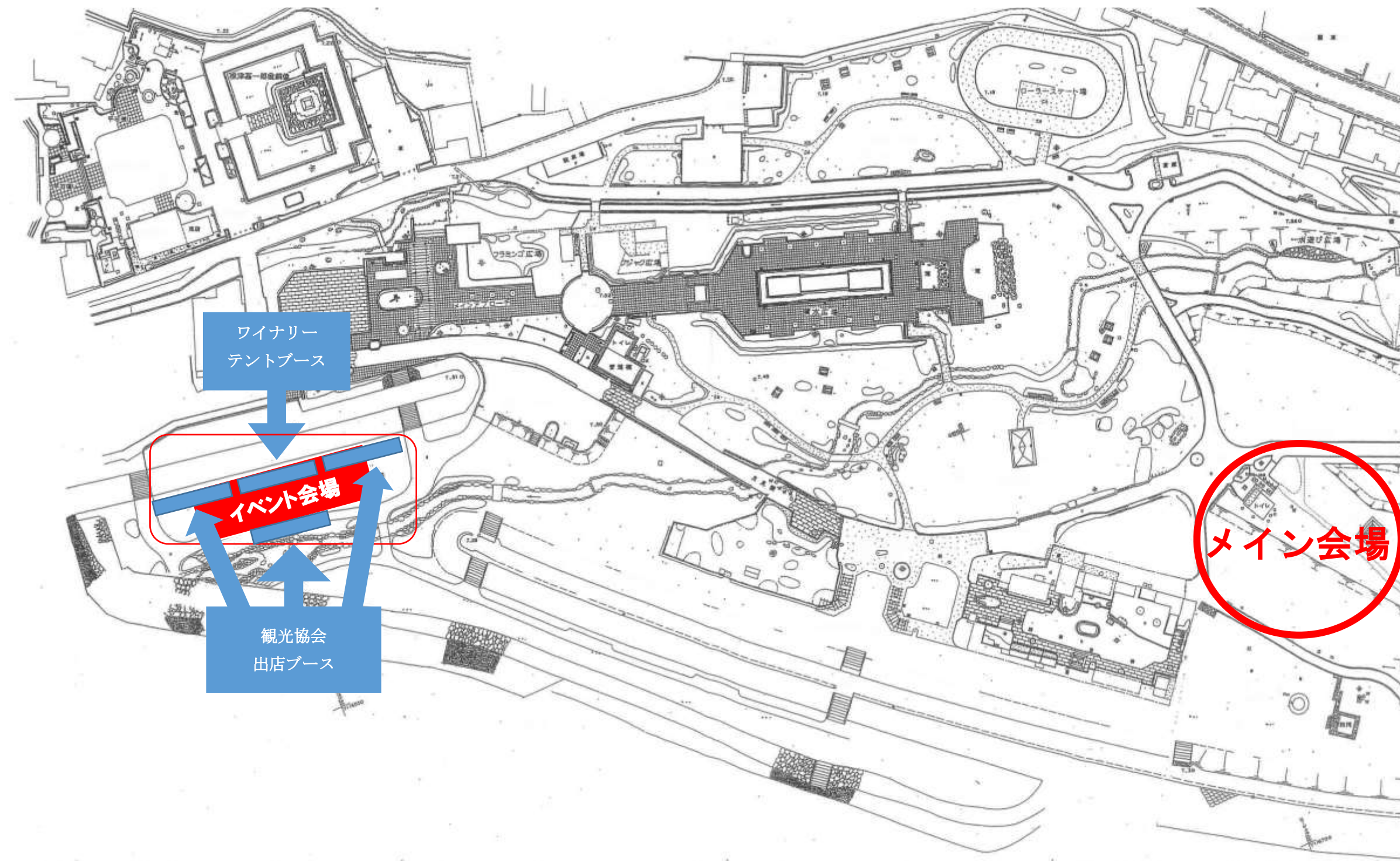
14. 重要事項

(1) 本イベントが中止されたことにより出店業者が被った損害については、山梨市観光協会は一切責任を負わない。

【お問い合わせ】万葉の森 ワイン・マルシェ事務局

山梨市小原西 8 4 3 山梨市役所西館 1F観光課内 T E L：0553-22-1111

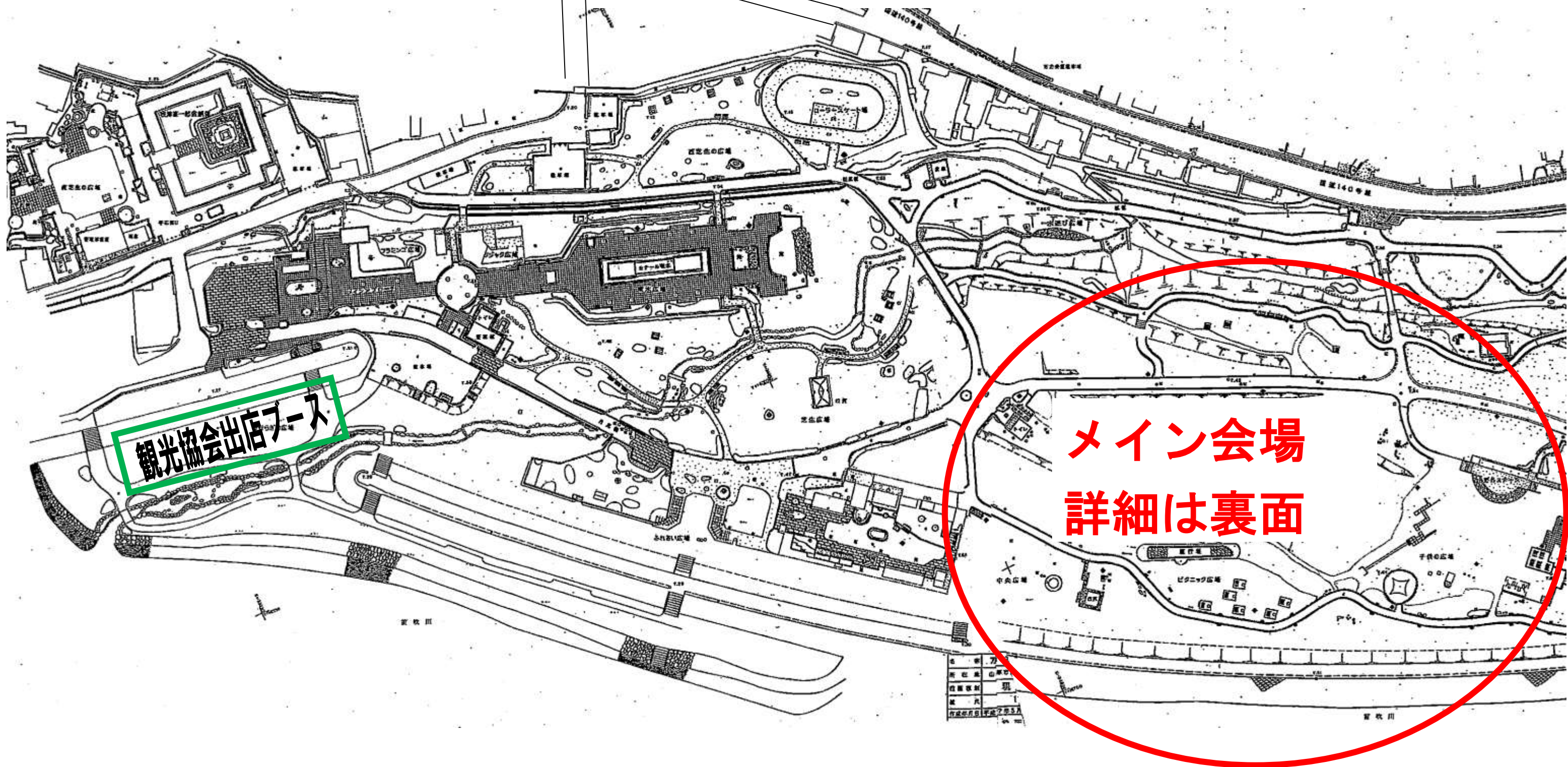
イベント 参考図面 (仮)



山梨市制施行 20 周年記念事業

第 30 回万葉うたまつりとホタル観賞会

会場見取り図



山梨市制施行 20 周年記念事業

第 30 回万葉うたまつりとホタル観賞会

メイン会場見取り図

